

健康状況の把握等に関する留意点

■背景

- 健康状況について、原則として入学者選抜の判定資料としないものとしている
- 入学者選抜において、調査書を活用する際に、合否判定の材料の一つとして出欠欄の記載を活用している場合がある
- 出席日数の多寡には、本人に帰責されない身体・健康状況の理由(病気・事故等※)が影響していることも考えられる
※病気・事故等、例えば、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）と考えられる症状や月経随伴症状等も含む

■注意事項

- 実施要項第13 1(1)の記載を踏まえ、入学者選抜の判定資料として活用する場合は
 - ①その活用方法や理由を合理的に説明できるようにする
 - ②単に出席日数が少ないことのみをもって直ちに不利益に取り扱われることがないよう、配慮する
 - ③本人に帰責されない身体・健康状況の理由によるものであると把握した場合には、志願者が不利益を被ることがないよう配慮する等に留意する必要がある
- 志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由により当日の受験が困難な場合は、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど柔軟な対応を行うことが望ましい

■令和9年度大学入学者選抜実施要項（8文科高第318号令和8年5月27日高等教育局長通知）

第13 その他注意事項

2 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

(2) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わない。

また、出欠の状況を推薦要件や合否判定の材料の一つとして活用する際には、入学志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由*によるやむを得ない欠席日数があることを、志願者本人からの申し出や、調査書への記載などを通じて把握した場合には、志願者が不利益を被ることがないよう配慮する。

*病気・事故等、例えば、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。

なお、志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由により当日の受験が困難な場合は、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど柔軟な対応を行うことが望ましい。